

消 防 予 第 338 号
平成 28 年 11 月 9 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

住宅用火災警報器の適切な維持管理の周知について（依頼）

平成 28 年秋季全国火災予防運動にあたっては、平成 28 年 9 月 28 日付け消防予第 295 号により定める実施要綱において、「重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目」として、住宅用火災警報器の適切な維持管理の周知を位置付けているところです。

住宅用火災警報器は、平成 16 年の消防法改正により、平成 18 年 6 月 1 日から新築住宅への設置が義務化され、今年で 10 年が経過しました。

現在普及している住宅用火災警報器の多くは電池式であり、その電池の寿命は 10 年が目安とされています。住宅用火災警報器の電池切れ等が原因となり、万が一の火災発生時に警報音が鳴らないことがないように、住宅用火災警報器を設置している住宅の居住者等により定期的に作動確認を実施する必要があります。

そのため、「電池の寿命は 10 年が目安とされていること」、「定期的に作動確認が必要であること」、「作動確認の分かりやすい手順」、「本体又は電池の交換の方法」等の適切な維持管理を行うために必要な情報を当該居住者等へ丁寧に伝達することが重要です。

つきましては、春・秋季全国火災予防運動期間に限らず継続的に当該居住者等へ呼びかけを行うために、別添資料を参考に各団体で発行・掲載される市民だよりなどの各種広報誌等を用いて周知を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課予防係

担 当 齋藤・市川

電 話 03-5253-7523

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^{※1}に作動確認をしましょう。



作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです^{※2}。
住警器本体又は電池を交換しましょう。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合



住警器本体の故障か電池切れです^{※2}。
住警器本体又は電池を交換しましょう。

- ※1 警報器の作動確認は春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的を実施してください。
- ※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。
なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

いざというときのために…

定期的に住宅用火災警報器の作動確認をし、警報音を聞きましょう。

音を鳴らしてみよう



作動確認のしかた

正常なら以下のように鳴ります。

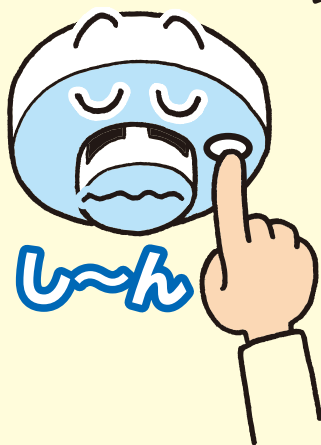


ピーピーピー
火事です ※



ピーピーピー
火事です ※

ボタンを押しても（ひもを引いても）作動しないときは、以下のことが考えられます。



い〜ん

- ▶ 電池は、きちんとセットされているかご確認ください。
- ▶ それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をお願いします。



い〜ん

※この警報音は代表例です。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ・ご相談は

フリー
ダイヤル

0120-565-911

▼受付時間：月曜から金曜までの9時～17時（12時～13時を除く）

一般社団法人

日本火災報知機工業会

〒110-0016 東京都台東区台東 4-17-1 偕楽ビル（新台東）

TEL. 03-3831-4318 FAX. 03-3831-4365 URL <http://www.kaho.or.jp>

10年たったたら、 とりカエル。

お宅の火災警報器の話です。

New

Old



お宅の火災警報器も、そろそろ10年。交換時期です。

10年を目安に、とりカエル！

わが家と家族を守る基本です。

プレゼントが当たる
キャンペーン実施中！

第1弾 2016年9月1日(木)～11月30日(水)
第2弾 2017年1月1日(日・祝)～3月31日(金)
詳しくはこちら

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは

フリーダイヤル **0120-565-911**

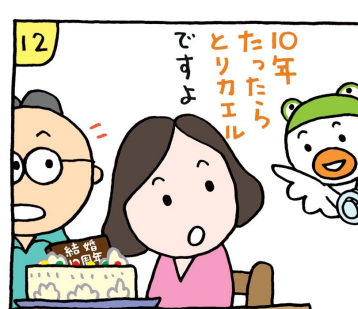
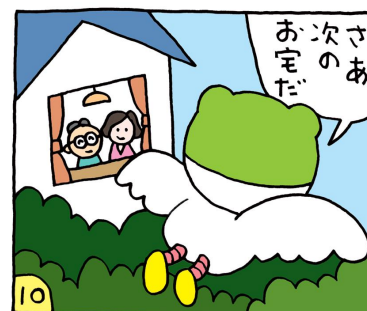
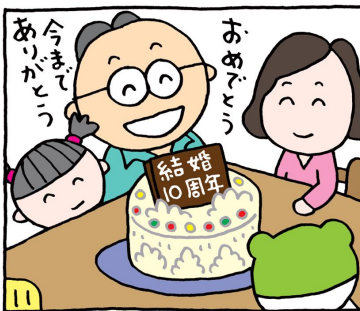
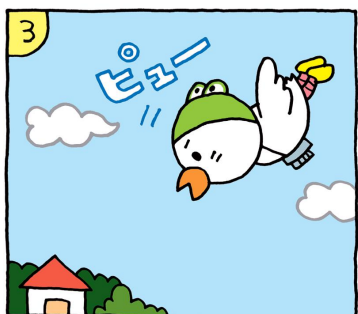
受付時間：月曜日から金曜日までの9時～17時（12時～13時を除く）



一般社団法人 日本火災報知機工業会 TEL.03-3831-4318 FAX.03-3831-4365 <http://www.torikaeru.info> とりカエル 検索



なぜ、とりかえるの？

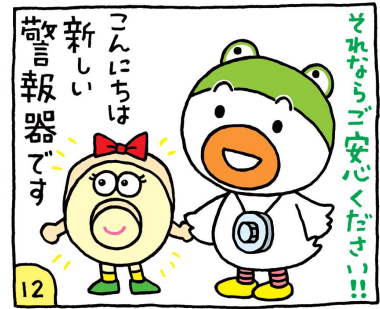
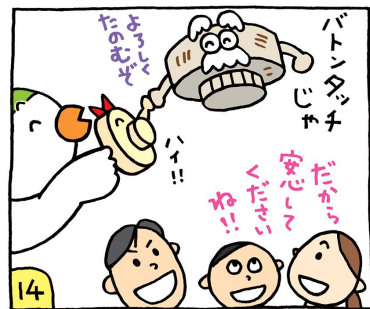
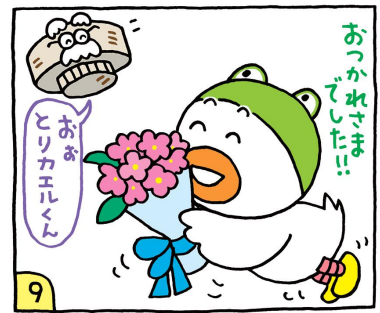
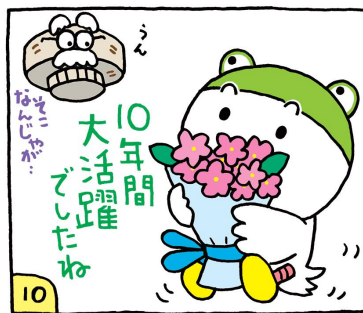
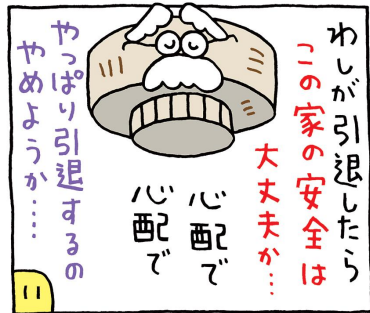
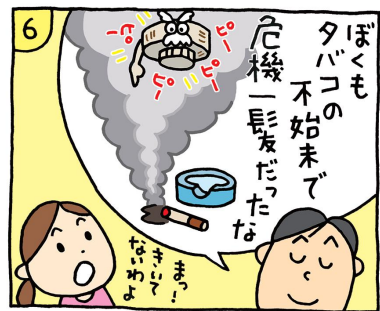
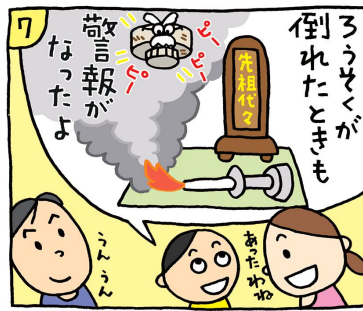
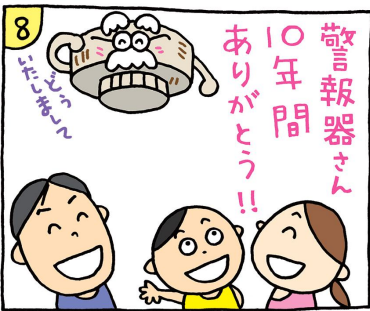
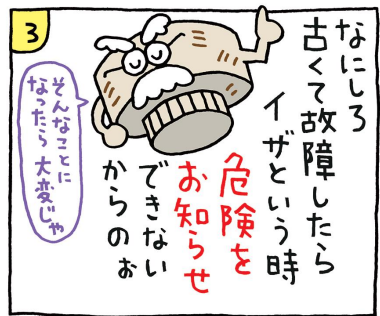
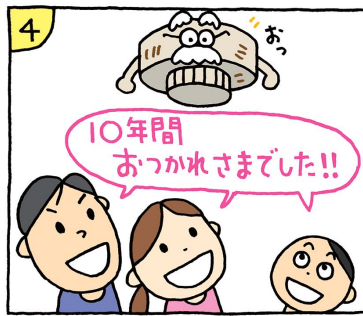
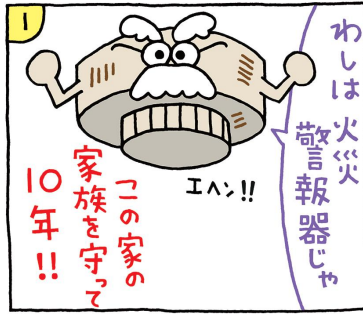
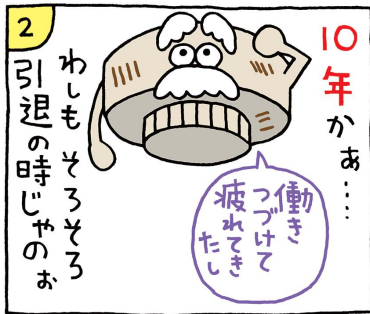


とりカエル ひと口メモ

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。
火災警報器は、大切なわが家と家族を守る基本。10年を目安に交換しましょう。



10年が交換の目安!



とりカエル ひと口メモ

住宅用火災警報器は、24時間365日、火災の発生を見張っています。休みなく働いている火災警報器には、交換の時期があります。10年を目安に交換してください。

お宅の住宅用火災警報器、 そろそろ交換時期では ありませんか？



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、
火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。
10年を目安に交換しましょう。

[設置時期を調べるには]

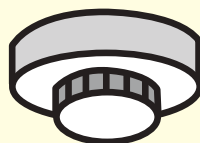
火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、
または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい火災警報器に交換したら！

本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。



これから10年間、
また安心を見守るよ！

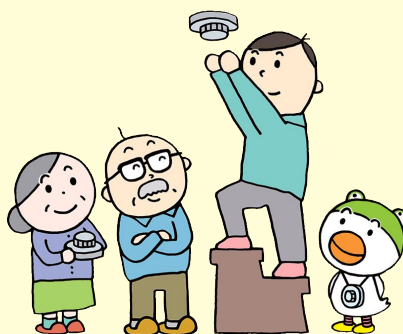


記入例
設置年月 2016年9月

●取扱説明書は、大切に保管してください。

離れて暮らすご家族にも、呼びかけましょう！

みなさんのお宅だけでなく、
離れて暮らす大好きな
おじいちゃん、おばあちゃん、
ご近所のお年寄りだけのご家庭にも
ぜひ声をかけてください。



住宅火災で、毎年約1,000人の方が亡くなっています。そのうち、高齢者が約7割を占めています。
住宅用火災警報器の交換や、作動確認などの際には、家族みんなで協力しましょう。



ご注意ください

- 火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。製品に附属している取扱説明書を必ずご覧ください。
- 交換やお手入れ、作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。
- 捨てる際は、本体と電池を別にして捨てましょう。お住まいの各自治体が定める条例に従って廃棄してください。

一般社団法人 日本火災報知機工業会

〒110-0016 東京都台東区台東 4-17-1 倍楽ビル(新台東)

購入に関する問い合わせ先

購入に関するお問い合わせ

◎ <u>住宅防火対策推進協議会</u>	
◎ <u>一般社団法人 日本火災報知機工業会</u>	TEL 03-3831-4318
◎ <u>ホーチキ株式会社</u>	TEL 0120-919-856
◎ <u>能美防災株式会社</u>	TEL 0120-155-772
◎ <u>ニッタン株式会社</u>	TEL 0570-022-888
◎ <u>パナソニック株式会社</u>	TEL 0120-878-365
◎ <u>株式会社ヒューセック</u>	TEL 03-5531-7831
◎ <u>日信防災株式会社</u>	TEL 03-3862-4152
◎ <u>日本フェンオール株式会社</u>	TEL 03-3237-3565
◎ <u>日本ドライケミカル株式会社</u>	TEL 03-3599-9503
◎ <u>セコム株式会社</u>	TEL 0120-025-756
◎ <u>総合警備保障株式会社</u>	TEL 0120-39-2413
◎ <u>アイホン株式会社</u>	TEL 0120-141-092
◎ <u>ヤマトプロテック株式会社</u>	TEL 0570-080100
◎ <u>新コスモス電機株式会社</u>	TEL 06-6308-2310
◎ <u>株式会社ヤンチュリー</u>	TEL 03-5818-7065
◎ <u>東芝ライテック株式会社</u>	TEL 0120-66-1048
◎ <u>株式会社東京信友</u>	TEL 03-3358-8000

住宅用火災警報器に関するご質問などは、下記の「住宅用火災警報器相談室」へお気軽にお問い合わせ下さい。

<フリーダイヤル>

0120-565-911

受付時間：

月曜から金曜までの午前9時から午後5時

(正午から午後1時までを除く。土、日及び祝祭日は休み)



U R L http://www.kaho.or.jp/user/awm/awm07_p01.html